# 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町 合 併 協 議 会

第5回建設・産業小委員会

日 時 : 平成14年8月6日(火)

場 所 : 網野町 アミティ丹後

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1)協議第1号 19-24 建設関係事業の取扱い(その3)
  - (2)協議第2号 19-28 農林水産事業の取扱い(その3)
  - (3)協議第3号 19-29 商工観光事業の取扱い(その3)
  - (4)次回の議題について
    - ・ 協定項目の協議について
  - (5)次回の小委員会の予定について 第6回建設・産業小委員会

日時: 9月18日(水)午前9時30分から

場所:久美浜町福祉センター 会議室

3 その他

# 協議第1号

19-24 建設関係事業の取扱い(その3)

建設•産業小委員会

合併協	<b>錠項目</b> 19	9 - 2 4 建銀	関係事業の取扱い			整理番号	朝部会名	建始会
分	類 9	道路除雪					分科会名	都市計画建設分科会
				現		況		
	項	目	峰 山 町	大宮町	網 野 町	丹後町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 追	<b>直路除雪体制</b>							
	除雪指令体持	钊	課長が判断し指令する	同左	同左	配左	配左	同左
	除雪期間		12月15日~3月15日	同左	同左	同左	同左	同左
	町保有除雪雪	<b>両台数</b>	3 t = 1台 5 t = 1台	3 t = 1台 9 t = 3台	6t=1台 9t=4台	2 t トラック = 1台	2 t トラック = 3台	8 t = 1台 11 t = 3台
			6 t = 2台 9 t =1台	11 t = 1台 12 t = 2台		3 t未満= 8台	6 t トラック = 2台	12 t = 1台
			12 t = 1台	ロータリー12 t = 1台		3 t = 2台 11 t = 2台	6 t = 2台 9 t = 2台	
						12t=3台(ロータリー1台)	12 t = 1台	
			計6台	計8台	計5台	計16台	ロータリー = 2台 計12台	計5台
	町職員オペレ		20人	23人	無	10人	22人	無
		ンー・ター奴 3除雪車両台数	5台	7台	****	2台	1 2台	<b>#</b>
	町職員による		3t=2台 4t=1台	7百 3 t = 10台 6 t = 10台	無 3 t = 3台 4 t = 2台	3t=6台 4t=1台	12日	無 8 t = 1台 9 t = 5台
	末台旧上年  <sup>1</sup>	ツロ女X	5 t = 3台 6 t = 1 0台	9 t = 2台 14 t = 2台	5 t = 3台	3 t = 6台 4 t = 1台   6 t = 1台 7 t = 5台		6 L = 1台
			7 t = 2台 9 t = 6台	19 t = 1台	8t=1台 9t=6台	9 t = 3台	無	12t = 1台
			12t=1台 15t=3台	ю с т д	11 t = 2台 13 t = 1台	) t 3 <u>H</u>	,	
			計28台	計25台	15t = 1台 計23台	計16台		計9台
	町除雪延長(	(km)	20.8km	2 0 km	無	25.0km	47.25km	無
	業者除雪延長	長(km)	81.5km	5 8 km	107km	70.3km	無	66.6km
	委託業者数		2 0業者	14業者	1 6業者	10業者	無	9業者
		舒延長(km)	8.3km	19km	7.9km	11.2km	32.0km	25.2km
	除雪出動積雪	雪深(cm)	1 5 cm	同左	同左	同左	同左	同左
	委託による対	也区除雪数	無	同左	同左	8地区	無	同左
	·							
2 季	<b>結料</b>							
	委託料の算法	完 業者除雪	京都府単価に準ずる	同左	同左	同左	無	峰山町に同じ
	方法		無	同左	同左	労務費=1時間1,200円	無	同左
	, 3, 4	- 80078	A	1-7-1	1-3-2	燃料費=実費	<i>/</i> ///	1-5-2
+□++n <b>&lt;</b>	z/III #F/M +0	IDIA.						
化划分	・例・要綱・規	川寺						

合併協定項目 19-24 建設別系事業の取扱い	整理番号		朝部会名	建路会
分 類 9 道路除雪			分科会名	都市計画建設分科会
課題		調整結果		
1 道路除雪体制 各町の除雪体制に相違がある。	(案) 1 道路除雪体制 現行のまま、新市に継承する。 なお、新市移行後に到来する除雪体制についは追加することも検討し、整備する。	ては、現行の除雪路	線を減少させる	ることなく、均衡上必要がある場合
2 委託 + ・業者委託 = なし (業者委託による委託料の算定は、各町とも京都府の単価に準じており同一である) ・地区除雪 = 丹後町のみの対応であり、委託料の算定も独自のものである。	2 委託料 業者委託の委託料については、新市移行後に 丹後町の地区除雪における委託料の算定にご			<b>単価に準じ算定する。</b>
	小委員会確認期日	協議会確	認期日	

合併協定項目 19-24				整理番号	朝部会名	建毁哙
分 類 10 河川環	<b>財竟整備事業</b>				分科会名	都市計画建設分科会
		現		況		
項目	峰 山 町	大宮町	網野町	丹後町	弥 栄 町	久美浜町
4	NIE					
1 京都府管理河川の委託作						
府からの委託作業の内	溶 河川の草刈	同左	同左	同左	同左	同左
2 各集落による町管理河川	IORS					
草作業	1000					
作業に対する助成制度	府の単価で対応	無	同左	同左	地域の協力により実施(助成なし)	地域の協力により実施(助成なし)
					,	
根拠条例・要綱・規則等						

分 利 全 名   都 市計画総分外会   部 型 結 果   (実)	合併協定項目 19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号	朝 部会名 建 建 路会		
1 京都府管理可川の委託作業 なし 2 各集落による町管理可川の除草作業 各町が管理する河川について、峰山町・弥栄町・久美浜町が地域の協力により除草作業を実施しているが、峰 ク後は町管理可川の除草作業の必要性が高まることが予想されるため、事業の継続は必要である。	分 類 10 河川環境整備事業		分科会名 都市計画建分科会		
1 京都府管理可川の委託作業 は					
1 京都府管理可川の委託作業 なし 1 京都府管理可川の委託作業 各町とも同じ扱いのため、現行のとおりとする。 2 各集落による町管理可川の除草作業 各町が管理する河川について、峰山町・弥栄町・久美浜町が地域の協力により除草作業を実施しているが、峰 今後は町管理可川の除草作業の必要性が高まることが予想されるため、事業の継続は必要である。	課題	調整結果			
各町が管理する河川について、峰山町・弥栄町・久美浜町が地域の協力により除草作業を実施しているが、峰    今後は町管理河川の除草作業の必要性が高まることが予想されるため、事業の継続は必要である。	なし	(案) 1 京都府管理河川の委託作業 各町とも同じ扱いのため、現行のとおりとする。			
	各町が管理する河川について、峰山町・弥栄町・久美浜町が地域の協力により除草作業を実施しているが、峰	今後は町管理河川の除草作業の必要性が高まることが予想され			
小委員会確認期日 協議会確認期日		小委員会確認期日 協議会研	館湖日		

合併協定項目 19-24 建設	緊事業の取扱! )			整理番号	朝部	<b>注</b> 建 建
分 類 11 道路(橋梁)	の維持管理				分科	会名都市計画建設科会
		現		況		
項目	峰 山 町	大宮町	網野町	丹 後 町	弥 栄 町	久美浜町
1 補修・修繕	地区への原材料支給町による請負工事	同左	同左	同左	同左	同左
2 パトロール	必要に応じ実施	同左	同左	同左	同左	同左
3 除草(伐採)	地区作業(無償) 一部委託	雇用対策事業で実施	地区作業(無償)	委託	作業者の募集 (賃金で対加 雇用対策事業で実施	応) 原則地区作業 (無償) 一部委託 (雇用対策事業で実 施)
4 側溝清掃	通常作業=地区(無償)緊急作業=町	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等						
	I.	IL.	1	T	I.	l .

合併協定項目 19-24 建設別係事業の取扱い	整理番号	専門部会名 建路会
分 類 1 1 道路(橋梁)の維持管理		分科会名 都市計画建設分科会
課題	調整結果	
1 補修・修繕 なし(各町同一の扱いである)	(案) 1 補修・修繕 各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。	
2 パトロール なし(各町同一の扱いである)	2 パトロール 各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。	
3 除草(伐採) 網珊丁のみ、地区の無償による作業となっており、峰山町・久美浜町は、原則地区の無償作業となっている。	3 除草(伐採) 道路の維持管理及び安全確保のうえからも、道路の定期的な除草なお、地域の協力を含めた実施方法等については、対象路線の対	
4 側溝清掃 なし(各町同一の扱いである)	4 側溝清掃 各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。	
	小委員会確認期日 協議会確	<b>電影期日</b>

分類     12 公共       項目       1 実施の内容       要綱の有無	事業再評価 峰 山 町 有 町が実施する公共事業のう	現 大宮町	網野町	况 丹後町	分科会名 弥 栄 町	都市計画建設分科会
1 実施の内容 要綱の有無	有	大宮町	網野町		改 学 町	6 46 VC mT
1 実施の内容 要綱の有無	有		網野町	丹 後 町	32 学 町	4 34 15 mT
要綱の有無		4			1/1 /// H1	久美浜町
要綱の有無						
			<u> </u>			
	町が宝施する公共事業のう	有	無	無	有	無
目的	ち長期間を経過したものについて再評価を行い、必要に応じ事業の見直しを行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図る	同左			峰山町に同じ	
対象事業	事業費が予算化されているが、調査等のため5年間を経過した後も未着手であるもの事業費が予算化され、継続中の事業で10年間を経過したものその他進ちょく状況等を勘案し、町長が必要と認めたもの	同左			峰山町に同じ	
再評価の方法	事業の進ちょく状況 事業を巡る社会経済情勢等 の変化 事業費が予算化された時点 からの費用対効果分析の要因 の変化等	同左			峰山町に同じ	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町公共事業再評価実施要 網	大宮町公共事業再評価実施要綱			弥栄町公共事業再評価実施要綱	

合併協定項目 19-24 建設関係事業の取扱い		整理番号 朝部会名 建設会		
分類 12 公共事業再評価			分科会名	都市計画建設分科会
課	題	調整結果		
峰山町・大宮町・弥栄町のみが要綱を制定し実施している。		(案) 峰山町・大宮町・弥栄町の制度をもとに、京都府の制度との調整を (公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るうえ		
		小委員会確認期日 協議会	在認期日	
		小安貝云唯秘期口   協議会	<b>性泌期</b> 日	

合併協定項目 19-24 建3号	緊係事業の取扱い			整理番号	朝部会名	建翖会
分 類 13 住宅マスター	ープラン				分科会名	都市計画建設分科会
		現		況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 策定の有無	有	無	無	無	無	有
2 計画策定年月	平成7年3月					平成7年3月
3 目的	各市町村における体系的・総合的な住宅政策の推進を図るため、各地域の経済状況や地理的条件・人口・交通・住宅事情等の状況を勘案して、地域の特性、実情に応じた住宅政策の目標。基本的な施策、公的資金による住宅に係る供給計画、その他の住宅行政の基本となる事項について定める。					久美浜町における自然条件、住宅事情等の現況、住宅・まちづくりに係る住宅ニーズなどを踏まえ、住宅・住環境に係る課題を明らかにする。これをもとに、今後の町の住宅施策における基本理念と基本方向を定める。
4 計画期間	原則として平成12年度を目標年次とする					平成7年から平成17年まで の概ね11年間
根拠条例・要綱・規則等						
似处示例:女洲:水别守						

合併協定項目 19-24 建設関係事業の取	及l 1		整理番号	朝部会名	建赔会
分 類 13 住宅マスタープラン				分科会名	都市計画建設分科会
	課	題		果	
峰山町・久美海町のみ作成されている。	課	題	調整結 (案) 新市において、新たな住宅マスタープランを作成する。 (全市的な住宅施策における基本理念及び基本方向を定めるだる)		新たな住宅マスタープランを作成す
			小委員会確認期日	<b>茄義会確認期日</b>	

合併協定項目 19-24 建銀				整理番号	朝部会名	建暗会
分類 14 補助金交付金	<del>.</del> 等				分科会名	都市計画建設科会
		現		況		
項目	峰山町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久美浜町
1 がけ地近接等危険住宅移転事 業費補助金						
補助事業実施の有無	有	無	無	無	有	無
趣旨	がけ地の崩壊などにより、住 民の生命に危険を及ぼすおそれがあり、著しく危険な地域の 住宅について、国のがけ地近接 等危険住宅移転事業費補助金 交付要綱に規定された住宅の 移転及びこれに準ずる地域の 住民の移転事業に要する経費 を、予算の範囲内で補助する。				峰山町に同じ	
経費及び補助率	当該年度に係る国の要綱に 規定された移転事業に要する 経費とし、当該経費に対する補助率は4分の1以内とする。				当該年度に係る国の要綱に 規定された移転事業に要する 経費とし、予算の範囲内におい て補助金を交付する。	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町がけ地近接等危険住宅 移転費補助金交付要綱				がけ地近接等危険住宅移転費 補助金交付要綱	

合併協定項目 19-24 建設関係事業の取扱い		整理番号	朝部会名 建路会
分類 14 補助金交付金等			分科会名 都市計画建设分科会
課	題	調整結り	Ę
1 がけ地丘接等危険住宅移転事業費補助金 峰山町及び弥栄町のみが要綱を制定している。		(案) 1 がけ地丘接等危険住宅移転事業費補助金 峰山町及び弥栄町の制度をもとに、新たな要綱を制定する。 (近年は対象事業が発生していないが、国の制度に基づく事	
		小委員会確認期日 協議	会確認期日

合併	旋順	19-24 建蝦	原事業の取扱い	整理番号	朝部会名	建毁会		
分	類	14 補助金交付金	等				分科会名	都市計画建分科会
				現		況		
	項	目	峰山町	大 宮 町	網 野 町	丹後町	弥 栄 町	久美浜町
2 ji	<b>追路除雪関係</b>	系補助金						
	協力体制	の概要	区が行う町道の除雪活動に補助金を交付する。	区が行う町道以外の生活道路 の除雪活動に補助金を交付す る。	無	無	区が行う町道の除雪活動に補助金を交付する。	無
	協力金の	算定方法	延長割= 1 km 当たり 10,000 円 実績割 = 延長割の 3 / 4 以内 (50,000 円を限度)	除雪経費の1/2 除雪経費は、委託料の算定に準 ずる	無	無	燃料費+機械損料 (単位延長当たりの経費に除 雪延長を乗じた額。ただし、1 シーズン5回まで	無
	協力金の	支払区分	補助金	補油金	無	無	補助金	無
根拠	※例・要綱・	・規則等	峰山町道路除雪に係る補助金	道路除雪補加金交付要綱			弥栄町道路除雪に係る補助金	
			交付要綱				交付要綱	

合併協定項目 19-24 建設関係事業の取扱い			整理番号		朝部会名	建赔会
分類 14 補助金交付金等					分科会名	都市計画建設分科会
İ	課	題	調整	整結 果		
2 道路除雪関係補助金各町の取扱いに相違がある。	果		(案) 2 道路除雪関係補助金 現行のまま、新市に継承する。 なお、新市移行後に到来する除雪作業に係る補助金 図る。		「市において新	たな基準を定め、制度の統一化を
				_	r	
			小委員会確認期日	協議会確認	この期日	

# 協議第2号

19-28 農林水産業の取扱い(その3)

建設•産業小委員会

合併協定項目 19-	28 農林水産業の取扱い				整	理番号			専	"部会名	農林水産部会	
分 類 2村	業の取扱い株業辰興				•				分	科会名	林業分科会	
			現			況						
			項目				峰	大	網	丹	弥	久 美
1 林業振興事業 (国府補助事業)	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	<b>工工</b>	助率     府	山 町	宮町	野町	後町	栄 町	浜 町
	森林・林業教育総合推進事業	町	学校教育の「総合学習」と連携した森林・林業体験学習推進の一環として木工教室を行い、森林・林業の大切さについて理解を深める	森林・林業教育総合 推進事業費補助金交 付要綱	1/2	0	14 年度実施				14年度実施	
	都市山村共生対流促進事業	町	木質バイオマス資源の利用技術等を導入しながら、山村地域の未利用資源(間 伐材等)の活用を進める	都市山村共生対流促進事業実施要領	1/2	0					14年度実施	
	緑の担い手育成事業	森林組合	森林の維持管理を担う森林組合の基幹 作業班員の確保及び定着を図る。 丹後地区森林組合の作業班員の社会保 険料の事業主負担金の補助	緑の担い手育成事業 費補助金交付要網	0	1/2		14 年度実施		14 年度実	施同左	陆
	京都衍造林浦助事業	町	森林資源の造成、国土の保全及び水資源 の確保等を図る	京都府造林補助金交付要綱	30%	10%	14 年度実施	េ	同左	同左	同左	េ
	森林整備活性化資金支援事業	町	森林資源の造成、国土の保全及び水資源 の確保等を図る	森林整備活性化資金支援事業実施要網	0	100%	14 年度実施	同左			14 年度実施	同左
	森林施業省力化促進事業	町	森林施業の省力化と機動力化された作業体系を確立し、集約的な施業を確保するために作業路を開設する	森林施業省力化促進事業補助金交付要綱	0	1/2					14 年度実施	配左
	林業労働者新共済事業	囲丁	林業労働者新共済事業として長期事業 (就労奨励給付)と退職金助成事業を展 開している	京都府林業労働者新 共済事業補助金交付 要綱	0	1/2	14 年度実施	同左	同左	同左	同左	同左

1

合併協定項目 19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	朝 部 会名 農林水産部 会					
分 類 2 林業の取扱い 林業振興		分科会名 林業分科会					
課題	調 整 結 果						
	(案)						
1 林業振興事業(国府補助事業)	1 林業振興事業(国府補加事業)						
451	がナーセンマナー 同の地内を光ナンローマー 東米ナウかナフ						
なし	新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。						

	28 農林水産業の取扱い				整	理番号				専門会名	農林水産部会	
分 類 2 村	業の取扱い 林業振興					 況				分科会名	林業分科会	
			項目			<i>,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	峰	大	網	丹	弥	久
1 林業振興事業	補助事業名	事業	事業内容	根拠法令等	補	<b>加率</b>	山 町	宫 町	野町	後町	栄町	美 浜
(国府補助事業)	惟以争亲石	主体	事業内谷 	位拠ができ	国	府	μј	μј	щј	щ	μј	囲丁
		町	松くい虫による被害から森林資源とし て重要な松林の保全を図る (伐倒啄涂)	松くい虫防除事業補 助金交付要綱	1/2	1/4	14年度実施		14 年度3	<b>尾施</b> 同左	: 同左	同左
	松くい虫防除事業	町	松くい虫による被害から森林資源とし て重要な松林の保全を図る (衛生伐)	京都府造林補助金交付要綱	50%	20%			14 年度3	<b>彰施</b>		14年度実施
		町	松くい虫による被害から森林資源とし て重要な松林の保全を図る (被害木抜倒処理)	松くい虫防除事業補 助金交付要綱	0	1/2	14年度実施		14 年度3	<b>尾施</b> 同左	: 同左	配左
		町	松くい虫による被害から森林資源として重要な松林の保全を図る (横幹注入剤による防除)	松くい虫防除事業補 助金交付要綱	1/2	1/4	14 年度実施		14 年度3	<b>影施</b> 同左	三同左	配左

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	朝 部会名 農林水産部会
分 類	2 林業の取扱い 林業振興		分科会名 林業分科会
	課題	調 整 結 果	

合併協定項目 1	9-28 農林水	産業の取扱い			整理番号		朝雪哈名	農林水産部会
分 類 2	林業の取扱	は			•		分科会名	3     林業分科会
•			現		況		•	
項	目	峰 山 町	大宮町	網野町	丹 後 町	弥 栄 町		久 美 浜 町
2 緑の担い手育	成事業		大宮町緑の担い手育成事業		丹後町緑の担い手育成事業	弥栄町緑の担い手育	成事業	久美海丁緑の担、手育成事業
			・目的 森林の維持管理を担う森林組 合の基幹的作業班員の確保・定 着を図る ・実施主体 森林組合 ・対象作業班員 森林組合現業部門に従事者 ・補助率 事業費の3/4以内		・目的 森林の維持管理を担う森林組 合の基幹的作業班員の確保・定 着を図る ・実施主体 森林組合 ・対象作業班員 森林組合現業部門に従事者 ・補助率 事業費の3/4以内	<ul> <li>目的</li> <li>同左</li> <li>・実施主体</li> <li>同左</li> <li>・補助率</li> <li>同左</li> </ul>		<ul><li>・目的 同左</li><li>・実施主体 同左</li><li>・対象作業班員 同左</li><li>・補助率 同左</li></ul>
			・根拠条例等 大宮町緑の担い手育成事業費 補助金交付要綱			・根拠条例等 弥栄町緑の担い手 補助金交付要綱	育成事業費	
3 林業労働者新	共済事業	峰山町林業労働者新共済事業 ・目的 林業労働者の社会保障制度適 用条件の整備及び労働条件の改 善並びに組織の育成を図る	大宮町林業労働者新共済事業 ・目的 同左	網羅河林業労働者新共済事業 •目的 同左	丹後町林業労働者新共済事業 ・目的 同左	弥栄町林業労働者 ・目的 同左	新共済事業	久美浜町林業労働者新共済事業 ・目的 同左
		・実施主体 (材)京都府林業労働者支援 センター ・補助内容 林業退職者助成 長期就労奨励金 ・根拠条例等 峰山町林業労働者新共済事業 補助金交付要綱	<ul><li>・実施主体 同左</li><li>・補助内容 同左</li><li>・根拠条例等 大宮町林業労働者新共済事業 補助金交付要綱</li></ul>	<ul> <li>実施主体 同左</li> <li>補助内容 同左</li> <li>根拠条例等 網理預工林業労働者新共済事業 補助金交付要綱</li> </ul>	· 実施主体 同左 · 補助内容 同左 · 根拠条例等 丹後町林業労働者新共済事業補 助金交付要綱	・実施主体 同左 ・補助内容 同左 ・根拠条例等 弥栄町林業労働者 補助金交付要綱	新共済事業	· 実施主体 同左 · 補助内容 同左 · 根拠条例等 久美浜町林業労働者新共済事 業補助金交付要綱

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	朝部会名	農林水産部会			
分 類	2 林業の取扱い 林業振興		分科会名				
	課題	調 整 結 果					
2 緑の担 1手		(案) 2 緑の担い手育成事業					
il&i l imt	網弾では事業実施なし						
	飛送が10mmに対象を行っている。 円後町、弥栄町、久美浜町は同一の事務を行っている。	大宮町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。					
3 林業労働者		3 林業労働者新共済事業					
各町とも	5同一の事務を行っている。	現行のまま、新市に継承する。					

合併協定項目	19-28 農林水	産業の取扱い			整理番号		朝部会名	農林水産部会
分 類	2 林業の取扱し	い林業振興					分科会名	林業分科会
			現		況			
項	目	峰 山 町	大宮町	網野町	丹後町	弥 栄 町	J	久美浜町
4 造林事業	川・間伐・作		大宮町造林事業 ・目的 森林資原の造成 ・実施主体 個人または部落 ・補助要件 新植 ・個人10a未満対象 (府補助金対象外のもの) 300本/10a以上 ・部落30a以上 スギ、ヒノキ 2,500本/ha以上 下刈 ・部落30a以上 ・部落30a以上 ・部落30a以上 ・利方 ・部落30a以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	網理河間(対策補助事業) - 目的 森林資源の有効利用を図る。 - 実施主体 森林組合等林業事業体 - 補助要件 間代実施事業 間代材が運搬事業 - 補助率 間代事業にかかる補助 (京都府の定める造林補助事業標準単価から算出される査定事業費の2/10以内) 間代財運搬事業に係る補助 (京都府が定める原木運搬費助成事業標準単価により算出される事業費の5/10以内) - 根拠条例等 網理河間代対策事業補助金交付要綱		では、	<ul> <li>(3) 大 0 事 助 川 う (株) 特代 株 単 大 (大 ) (大 ) (大 ) (大 ) (大 ) (大 ) (大 )</li></ul>	久美浜町汀造林補助事業 ・目的 森林資原の造成 森林資原の造成 森林資原の造成 森林資原の有効利用を図る ・実施主体 一般造林事業を行う団体 ・補助要件及び補助率 新植苗代:10アール以上・ 5年の無育に対し、造林に必要な苗木に代わる金額 間代実施事業(特定間代・ 利用間代・切捨間代) 京都府の定める造林補助事業標準単価により算出される査定事業費の2/10以内作業道の開設事業 事業費の50%以内 (京都府の事業採択が必要・ いずれも予算の範囲内) ・根拠条例等 久美浜町行造林補助金交付 要網

合併協定項目 19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	会名 農林水産部会					
分類 2 林業の取扱い 林業振興		会 名   林業分科会					
課題	調 整 結 果						
	(案)						
4 造林事業	4 14-14-14.						
大宮町、網雅冊丁、弥栄町、久美浜町丁で実施しているが、事業内容に差異がある。	4 造林事業						
大宮町新植、下刈	新市に移行後、調整する。						
網理理」  間伐	3/// ED132X #3227 00						
弥栄町拡大造林、再造林、間伐	森林資源の造成、有効利用のため必要な制度であり、新市において、制度	の一元化に向けて調整を図り実施する。					
久美浜町新植、間伐、作業道難段							

合併協定項目	定項目 19-28 農林水産業の取扱い 整理番号					朝部会名	農林水産部会	
分 類	2 林業の取扱し	N 林業振興					分科会名	林業分科会
			現		況			
項	目	峰山町	大宮町	網 野 町	丹後町	弥 栄 町	Γ	久美浜町
5 丹後縦貫材		峰山町	大宮町 円後縦貫林道維持管理事業 ・目的 円後縦貫林道(大内線、成相線)の維持管理を行う。 ・事業内容 町境の入り組んだ丹後縦貫林道を効率よく維持管理するために、草刈や側溝清掃を岩滝町と2ヵ年の持ち回り交代で実施する。平成14、15年度は岩神町事務局 ・事業費1,200千円 ・負担区分大宮町585千円岩満町615千円(均等割・延長割による)	網野町	丹後縦貫林道維持管理事業 - 目的 円後縦貫林道の維持管理のため、法面崩壊予防を目的に溝 清掃、通行の妨げになる法面 の草刈等の管理事業。 - 事業内容 林道の溝清掃 林道法面の草刈作業 - 委託先 丹後地区森林組合	弥 栄 町 丹後縦貫林道維持・目的 同左 ・事業内容 同左 ・委託先 丹後地区森林組合	管理事業	久美浜町

合併協定項目 19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	朝 部会名 農林水産部会
分 類 2 林業の取扱い 林業振興		分科会名 林業分科会
課題	調整結果	
	(案)	
5 丹後縦貫林道維持管理事業	5 丹後縦貫林道維持管理事業	
丹後縦貫林道のある大宮町、、丹後町、 弥栄町で実施している。 大宮町1は岩澤町1と共同実施している。	現行のまま、新市に継承する。	

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名	農林水産部会
分 類	2 林業の取扱い 林業振興					分科会名	林業分科会	
			現		況			
項	目	峰山町	大宮町	網 野 町	丹後町	弥 栄	町	久美浜町
6 看守人設置				官行造林看守人設置 町営造林看守人設置 ・目的 官行造林地及び町営造林地に おいて、看守人による見回り 業務より造林地を保護する。 ・報酬等 官行造林看守人 8千円/年 町営造林看守人 21千円/年 ・人数 官行造林看守人5人 町営造林看守人数 12人 ・根拠条例 経理町営造林条例		官公造林看守人設・目的 官行造林においての森林パトロール・報酬等 官行造林看守人・人数 官行造林看守人数・根拠条例 弥栄町町行分收造	T、盗伐、誤伐など を行う 10 千円/年 T 4人	
7 松くい虫の 調査委託事	芙			網野町松くい虫防除被害状況 調査委託事業 ・目的 松くい虫防除事業の対象とな る松林における、松くい虫被 害木の毎木調査を行う。 ・実施主体 町 ・委託先 森林組合	丹後町松くい虫防除被害状況 調査委託事業 ・目的 同左 ・実施主体 町 ・委託先 森林組合			
8 浅茂川海 松保全事業				浅茂川海岸・磯馴れの松保全事業(樹幹注入剤による防除)・目的 浅茂川海岸における、地域森林計画外(補助対象外)の松林の保全を図る。 ・実施主体 町				

整理番号 朝部会名 農林水産部会
分科会名 株業分科会
調 整 結 果
(案) 6 看守人設置 新市に移行後、調整する。 盗伐、誤伐などの森林パトロールについては、新市において検討する。
7 松くい虫が除被害状況調査委託事業 新市に移行後、調整する。 松くい虫が除事業を行うにあたり、毎木調査が必要な場合は新市において実施を検討する。
8 浅茂川海岸、磯馴れの松保全事業 現行のまま、新市に継承する。 防風林として地域に重要な役割を果たしている松林であるため、新市においても引続き実施する。

合併協定項目 19-28 農林水産業の取扱し	1			整理番号		朝部会名	農林水産部会
分 類 2 林業の取扱い 緑	L推進					分科会名	林業分科会
		現		況			
項目	峰山町	大宮町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄	町	久美浜町
1 緑の募金事業	募金事務	同左	同左	同左	同左		同左
・目的 森林、緑の大切さを広く普及する。 ・期間 春 3月20日~ 5月31日 秋 9月 1日~10月31日 ・根拠法令等 緑の募金による森林整備等の推進に 関する法律							
2 環境線化事業  ・目的  身近な緑を育て、思いやる心を養い、 緑豊かな地域づくりを進める。 ・根拠法令等 環境線化事業実施要綱	樹木の植栽、種子、肥料及び 資材に要する費用の支給	同左	同左	同左	同左		同左
3 学校緑化事業  ・目的 教育環境の整備を推進し児童・生徒 に森林や緑化の大切さを普及する。 ・根拠法令等 学校緑化推進事業実施要領	学校内の植樹、緑化に必要な苗木、種子、資材等の購入費用の支給	同左	同左	同左	<b>同左</b>		同左

合併協定項目 19-28 農林水産業の取扱い	整理番号 朝 部会名 農林水産部会
分 類 2 林業の取扱い 緑化推進	分科会名 林業分科会
課題	調整結果
	(案)
1 緑の募金事業	1 緑の募金事業
各町同一の事務を行っている。	現行のまま、新市に継承する。
2 環境級化事業	2 環境級化事業
各町同一の事務を行っている。	現行のまま、新市に継承する。
3 学校綠化事業	3 学校級化事業
各町同一の事務を行っている。	現行のまま、新市に継承する。

合併協定項目 19-1	合併協定項目 19-28 農林水産業の取扱い				整理番号			専門部会名	農林水産部会	
分 類 3 か	(産業の取扱い 水産振興							分科会名	字 水産分科会	
	項 目 網 丹 弥 美									
1 水産振興事業 (国府補助事業)	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等		加率	野 町	後 町	栄 町	浜 町
	地或水産物供給基盤整備事業	町	水産資源の維持及び増大、水産物の生産 及び充通機能の強化 浜詰漁港整備 全体計画 1,065 百万円 (H14~23)	水産基盤整備事業補助金交付要網	1/2	府 1/6	14年度実施	-	-	-
	地或水産物供給基盤整備事業	府	水産資源の維持及び増大、水産物の生産 及び流通機能の強化 間人漁港整備 全体計画 3,150 百万円 (H14~23)	水産基盤整備事業補助金交付要網	1/2	2/5	-	1 4年度実施	-	-
	漁港漁場機能高度化事業	町	漁港及び漁場の利用の増進、漁港及び漁場施設機能の増大 浅茂川漁港整備 全体計画 210 百万円 (H14~15)	水産基盤整備事業補助金交付要網	1/2	1/6	1 4年度実施	-	-	-
	漁巷漁場機能高度化事業	囲丁	漁港及び漁場の利用の増進、漁港及び漁場施設機能の増大 竹野漁港整備 全体計画 190 百万円 (H14~17)	水産基盤整備事業補助金交付要網	1/2	1/6	-	1 4年度実施	-	-
	沿岸漁業構造改善対策事業	漁協	漁業生産基盤の整備近代化施設の整備 (殺菌冷却海水製造貯水装置)	京都府沿岸漁業構造改善対策事業費補助金交付要綱	50%	4%	1 4年度実施	-	-	-
	小規模無巷改良事業	町	漁港の利用増進のための小規模な漁港整備 (照外T改良、増設)	京都府漁港関係事業補助金交付要綱	0	1/2	-	1 4年度実施	-	-
	沿岸漁業振興対策事業	漁協	共同利用施設の整備による漁家の経営 安定 (保冷車購入)	京都府沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要網	0	1/3	1 4年度実施	-	-	-
	内水面漁業振興対策事業	漁協	水産資源の増殖管理の推進	内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱	0	1/3	1 4年度実施	同左	同左	-
	内水面漁場クリ - ンアップ事 業	町	内水面漁場及び制辺環境の整備保全	漁場クリ - ンアップ事業費補 助金交付要綱	1/2	0	-	1 4年度実施	-	-

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	朝 部会名 農林水産部会
分 類	3水産業の取扱い 水産振興		分科会名 水産分科会
	課題	調整結果	
		(案)	
1 水産振興事業	美(国府補助事業)		
		1 水產振興事業(国府補助事業)	
		がキロセンマナ 同の治い声光を送口して 声光を字がせて	
		新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。	
		継続事業については、新市においても引続き実施する。	
		小委員会確認期日 協議会	確認期日

合併協定項目	19-28 農林水産業の	対別に		整理番号	朝部会名農林水産部会
分 類	3水産業の取扱い	水産振興			分科会名 水産分科会
			現	況	
項	目	網野町	丹 後 町	弥 栄 町	久美浜町
2 資源管理	海底清掃業	無円 里力 四月	丹後町資源管理漁業推進事業 ・目的 水産資源の増殖、組合経営基盤の確立 ・事業主体 丹後町漁業協同組合 ・事業内容 サザエ、アワビの種苗放流、ウニの移植放流 ・補助率等 サザエ、アワビ 町1/2、限度額300千円 ウニ 町100千円(定額)	5孙 术 即	久美浜町栽培漁業推進事業 - 目的 水産資源の増殖、組合経営基盤の確立 - 事業主体 湊漁業協同組合 - 事業内容 サザエ、ハマグリ、クルマエビ、アワビ等の種苗放流 - 補助率 町 1/2  久美浜湾漁業振興事業 - 目的 水産資源の増殖 組合経営基盤の確立 - 事業主体 湊漁業協同組合 - 事業中容 クロダイ、マダイの種苗放流 - 補助率 町 1/2  久美浜町海底清掃事業 - 目的
					・目的 漁場環境の保全 水産資原の保護 ・事業主体 湊業協同組合 ・事業内容 水質浄化のため、海底の清掃、耕うん、溝堀 ・補助率 町1/2

議 発	合併協定項目 19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	朝"部会名 農林水産部会
(策) 2 四所管理、	分 類 3水産業の取扱い 水産振興		分科会名 水産分科会
(策) 2 四所管理、			
2 策労管理、裁判的製能事業 2 関が実施しているが、補助が育に差異がある。	課題	調整	結 果
2 町が実施しているが、補助内容に差異がある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(案)	
補助内容は、新市において調整する。  3 久美神[海底計研業  久美神[のみ実施している。  3 久美神[のみ実施している。  3 久美神[のみ実施している。  4 御事については、新市において観整する。	2 資源管理、栽培漁業推進事業	2 資源管理、栽培漁業推進事業	
久美河「のみ実施している。 久美河「旬底青春事業」は閉鎖が域である久美兵舎の水質浄化のための事業であり、新市においても実施する。 補助率については、新市において調整する。	2町が実施しているが、補助内容に差異がある。		一元化し実施する。
補助率については、新市において調整する。	3 久美海汀海底青湯業	3 久美浜町海底清掃事業	
小禾只人/ <del>龙</del> 河地口	久美河のみ実施している。	補助率については、新市において調整する。	
		小委員会確認期日	協議会確認期日

# 協議第3号

19-29 商工観光事業の取扱い(その3)

建設•産業小委員会

合併協定項目 19-29 商工観	光事業の取扱い			整理番号		朝部会名	商工観光部会
分類 1商工事業の	)取扱い 商工振興事業					分科会名	商工分科会
		現		況			
項目	峰山町	大宮町	網 野 町	丹後町	弥 栄 町	Γ	久 美 浜 町
1 織物実態調査	峰山町織物実態統計調査	大宮町織物実態統計調査	網珊河織物実態統計調査	丹後町織物実態統計調査	弥栄町織物実態統	計調査	
	・調査対象者 町内の織布の生産実態を明ら かにするため、絹織物等生産 事業所とする。	·調査対象者 同左	·調査対象者 同左	·調査対象者 同左	調査対象者同左		
	・調査項目 織物の種類・経営形態・織機 台数・従事者・製品出荷額・ 取引先等	・調査項目 同左	·調査項目 同左	·調査項目 同左	・調査項目 同左		
	・調査時期 毎年12月31日現在	·調査時期 同左	·調査時期 同左	・調査時期同左	・調査時期 同左		
	・調査員 町長が委嘱する (工業統計調 査員と兼務の形)	·調査員 同左	·調查員 同左	·調査員 同左	·調査員 同左		
2 景気動向調査			経理刑景気動向調査 ・趣旨目的 経理刑内の商工業の景気動向を業種別に把握し行政施策に活用する。 ・委託先 経理刑商工会 ・委託内容 経理刑商工会の会員の内 約100の事業所を対象 4半期毎に売上げ等について 前期、前年比較を把握 ・委託費 500千円				

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝部会名商工観光部会
分 類 1 商工事業の取扱い 商工振興事業	•	分科会名商工分科会
課題	調 整 結	果
4 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(案)	
1 総物実態調査	1 織物実態調査	
久美浜町を除き5町は実施している。	調査内容を調整のうえ、対象を新市全域に広げ実施する。	
	ただし、調査年は工業統十の全数調査年に合わせる。	
		***************************************
	織物業は、丹後地域の主要な地場産業であり、現況を認識し 要がある。	新しい脆束を行っためには、現況を調査、分析する必
	女儿のる。	
2 景気動向調査	2 景気動向調査	
網でいる。	新市に移行後、調整する。	
	景沢調査については、日銀京都支店・金融機関等において	
	な場合は、その年の景況等を判断のうえ、新市において調	<u>省の美</u> 施を検討する。

合併協定項目	19-29 商工観	光事業の取扱い			整理番号		朝部会名	商工観光部会
分 類	1 商工事業の	取扱い商工振興事業					分科会名	商工分科会
			現		況			
項	目	峰山町	大 宮 町	網 野 町	丹後町	弥 栄 町		久 美 浜 町
項 3 後継者等		峰山町 峰山町商工業支援補助事業 (後継者等人材育成事業) ・趣旨目的 事業拡大・新分野進出の促進 のための後継者等育成支援 ・補助内容 事業拡大・新分野進出のため、 後継者・従業員等に資格取得 等させた場合の、入学金、教 材費、受講料、宿泊費、その 他町長特認経費に対し補助 対象者は、町内の商工業者 (法人・個人) ・補助金 補助率 対象経費の1/3以内 補助限度額 250千円/年 ・根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付 要綱 ・13年度実績 4件 217千円	大宮町中小企業者グループ等研究開発事業・趣旨目的中小企業者等が自らの業界問題解決のため、後継者等人材育成についての取組みを支援し産業の活性化を図る・補助内容技能研修支援補助・人材育成研修補助・補助金事業費10万円に対し7万円(限度補助)・根拠条例等大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助金交付要綱・13年度実績 0件	網野町  網野町  網野町  網野町  ・趣旨目的 同業の若手の経営者グループ の研修支援 ・補助内容 原則40才以下の同業種の経営者又は後継者のグループの 研修等に対する補助 1グループ5人程度 概ね3年間程度継続実施 ・補助金定額 200千円 ・根拠条例等 網理所まちづくり推進事業実施要網後継者養成事業実施要領 ・13年度実績 0件	丹後町	弥 栄 町		久美浜町

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝部会名商工観光部会
分 類 1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名商工分科会
課題		周整結果
3 後継者等養成事業	(案) 3 後継 <del>者等養</del> 成事業	
3 按從自守官以爭未	3 按於自守良以事未	
峰山町、大宮町、網弾町の3町が実施している。	新市に移行後、調整する。	
3町とも制度の内容に差異がある。		
	事業実績、事業効果等を勘案し、新たな制度を新	所市において検討する。
	小委員会確認期日	協議会確認期日

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い 整理番号 朝門							슾
分 類	1商工事業の	取扱い商工振興事業		•		分科会名	商工分科会	
			現	況				
項	目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町		弥 栄 町	久美浜町
4 新商品開	発支援事業	峰山町商工業支援補助事業	大宮町中小企業者グループ等研究開発事業	新商品開発助成事業	新商品開発研究事業			
		(新商品・新製品開 <del>発事業</del> )	支援補助事業	・趣旨目的	・趣旨目的			
		・趣旨目的	・趣旨目的	新商品や観光みやげ品開発に係	新商品の開発を進め織物	業の活		
		新商品等の開発支援	中小企業者等が自らの業界問題解決のため、	る費用の補助	性化を図る			
		・補助内容	地域新分野進出についての取組みを支援し	・補助内容	・委託			
		新商品・新製品の開発事業費のうち、原	産業の活性化を図る	企業者等が網野町に関連した新	宇川機業青年部(先染)			
		材料費・設計費・試作費・外注加工費・	· 補助内容	商品・新製品の開発及び観光みや	丹後町機業青年会(後染)	)		
		委託金・謝金・設備費に対し補助。ただ	新製品・技術開発補助、新市場開拓支援補助	げ品の作成に取り組んだ場合の	・13年度実績 40万			
		し、外注加工費・委託費のみの場合は対	・補助金	補助金				
		象外。	新製品	·補助金				
		対象者は、町内の商工業者及びグループ (ただし、1年間1テーマに限る)	事業費100万円に対し 70万円限度補助	対象経費の80% (限度額50万円)				
		・補助金	新市場開拓	・13年度実績 0件				
		町単独補助	事業費50万円に対し	・根拠条例等				
		補助率 対象経費の1/2以内	35万円限度補助	網野町まちづくり推進事業実施				
		補助限度額 50万円/年	<ul><li>・13年度実績 0件</li></ul>	要綱				
		・13年度実績 1件 50万円	・根処条例等	新商品開発助成事業実施要領				
		・根拠条例等	大宮町中小企業者グループ等研究開発事業					
		峰山町商工業支援補助金交付要綱	支援補助金交付要綱					
5 観光商品	品開発事業	峰山町商工業支援補助事業						
		(観光商品等開発支援事業)						
		・趣旨目的						
		峰山ブランド商品化への支援						
		・補助内容 商品の峰山ブランド化のためパッケージ						
		更新や付加価値をつける場合に、原材料						
		費・設計費・試作費・外注加工費・委託						
		金・謝金・設備費に対し補助。ただし、						
		既存商品の原材料費は除く。						
		対象者は、町内の商工業者及びグループ						
		(ただし、1年間1テーマに限る)						
		・補助金町単独補助						
		補助率 対象経費の1/2以内						
		補助限度額 300千円						
		・13年度実績 0件						
		・根拠条例等						
		峰山町商工業支援補助金交付要綱						

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いて	整理番号	専門部会名 商工観光部会			
分 類 1 商工事業の取扱い 商工振興事業	-	分科会名商工分科会			
課 題 4 新商品開発支援事業	調整結果 (案) 4 新商品開発支援事業				
峰山町、大宮町、網理町」、丹後町で実施しているが、制度の内容に差異がある。 観光商品開発支援事業、ふるさと産品開発事業、商工業活性化事業と類似した内容を含む。	新市に移行後、調整する。 観光商品開発支援事業、ふるさと産品開発事業、商工業活動新たな制度を新市において検討する。	<b>住化事業の事業実績、事業効果等を勘案し、</b>			
5 観光商品開発支援事業 峰山町、網理神丁で実施しているが、制度の内容に差異がある。 新商品開発支援事業と類似した内容を含む。	5 観光商品開発支援事業 新市に移行後、調整する。 新市において、新商品開発支援事業に統合する方向で調整する。				
	小委員会確認期日 協	会確認期日			

合併協定項目 19-29 商工	19-29 商工観光事業の取扱い			整理番号 朝歌会名 商工観		冶治会	
分類 1商工事業の	)取扱い 商工振興事業					分科会名 商工分	绘
		現		況			
項 目	峰山町	大宮町	網 野 町	丹後町	弥 栄 🖽	Ţ	久 美 浜 町
6 ふるさと産品開発事業	ふるさと産品開発補助事業 ・趣旨目的 ふるさと産品の開発、研究、 試作を行う団体の支援 ・補助内容 織物業、機械金属業、農林水産業の産品を新たに開発する 事業(販路開拓を含む)で、 公共性公益性等を有している 事業。 ・補助金 補助率及び補助限度額 町長が認めた額 ・13年度実績 0件 ・根拠条例等 峰山町ふるさと産品開発事業 費補助金交付要綱	大宮町産品開発補助事業 ・趣旨目的 個性的、独創的なふるさと産品開発グループの支援 ・補助内容 織物・農林水産物の新産品の開発補助 ・補助金 成果産品審査により予算の範囲内で補助率・額の定め無 ・13年度実績の件 ・根拠条例等 大宮町産品開発補助金交付要綱	網野町ふるさと産品販売促進事業 ・趣旨目的 都市及びその近郊での網理町の産品の販売促進と観光PRの支援 ・補助内容 販売施設、設備及び情報発信に対する補助 ・補助金 対象経費の1/3 (限度額100万円) ・13年度実績 0件 ・根拠条例等 網野町ふるさと産品販売促進事業補助金交付要綱		弥栄町地域産業振興補助事等 ・趣旨目的 地場産品等の販売店舗、地域製造販売事業に必要な事業 助し、地域産業の活性化と認い対象要件 製造・販売店舗新築(改築)売事業を行う事業者 ・補助内容 開始年度を含め3年間 製造・販売店舗賃借料 1/2以内 月額5万円まで 製造・販売店舗運営費 1/2以内 年額500万円に 製造・販売店舗改装費及び線改装費の1/2以内、1,000万円に 製造・販売店舗の装費及び線改装費の1/2以内、1,000万・13年度実績 0件 ・根拠条例等 弥栄町地域	場産品を活用した商品の 費・運営費等に対して補 就業機会の拡大を図る ) 事業及び商品の製造販 ない 以下 が発費 に対して補 に対して補 が、またでは、 に対して、 にがしが、 にがしが、 にが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、	
7 商工業活性化事業		大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助事業 ・趣旨目的中小企業者等が自らの業界問題解決のため、地域連携ネットワークの構築についての取組みを支援し産業の活性化を図る・補助内容地域間受発注連携等促進支援補助・補助金事業費30万円に対し20万円限度補助・13年度実績0件・根拠条例等大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助金交付要綱	商工業活性化推進助成事業 ・趣旨目的 商工業団体等が次代に向けた 取り組みを行う場合の支援 ・補助内容 調査研究・研修及び活動に対 する補助 ・補助金 補助対象経費の2/3 (限度額100万円) ・13年度実績 1件 420千円 ・根拠条例等 網野町まちづくり推進事業実 施要綱 商工業活性化推進助成事業実 施要領				

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝"部会名 商工観光部会
分 類 1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名商工分科会
課題		B 整 結 果
6 ふるさと産品開発事業	(案)	
峰山町、大宮町、網弾町、弥栄町で実施しているが、制度の内容に差異がある。 新商品開発支援事業と類似した内容を含む。	6 観光商品開発支援事業	
	新市に移行後、調整する。	
	新市において、新商品開発支援事業に統合する方	う で 調整する。
7 商工業活性化事業	7 商工業活性化事業	
大宮町、網弾町で実施しているが、制度の内容に差異がある。 新商品開発支援事業と類似した内容を含む。	新市に移行後、調整する。	
	新市において、新商品開発支援事業に統合するが	
	利川川にのいて、利岡山田光火坂事業に続けるの	기III Cint空y る。
	小委員会確認期日	協議会確認期日

合併協定項目	19-29 商工観	光事業の取扱い			整理番号		朝部会名	商工観光部会
分 類	1商工事業の	取扱い 商工振興事業					分科会名	商工分科会
			現		況			
項	目	峰山町	大宮町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	•	久美浜町
8 起業支援		峰山町商工業支援補助事業 (起業家支援事業) ・趣旨目的 起業支援を目的とする ・補助内容 製造業・小売業・卸売業又は 町長特認事業を新たに起こした住民等で、下記に該当する 場合に、下記により補助 (1)起業資金借入300万円以上 奨励補助 (2)(1)に該当し、店舗・工場 を2年以上賃貸契約し、事業 開始・賃借料補助・2年間 ・補助率 (1)定額500千円 (2)(1)及び賃借料1/2以内 ・補助限度額 (1)なし(定額) (2)賃借料 月額20千円 ・13年度実績 (1)0件 0千円 (2)1件 210千円 ・根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付 要綱	八 占 叫	Wi⊒ ∓7, M]	丹後町起業支援補助事業 ・趣旨的 本町で新たに商工業を起こした者を支援 ・補助対象者 本町で新たに商工業を起こした者 ・補助要件 500千円以上の事業資金の支払があること 起業後3ヶ月以上経過 ・補助限度額 500千円 ・13年度実績 100万円(事業者2件) ・根拠条例等 丹後町起業支援補助金交付要 網	沙水型		八天 /K 叫

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝門部会名	商工観光部会
分 類 1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名	商工分科会
課題	調整結果		
	(案)		
課 題  8 起業支援事業  峰山町、丹後町の2町のみ実施。 起業支援事業と事業転換支援事業は類似した内容を含む。	調整結果 (案) 8 起業家支援事業 新市に移行後、調整する。 事業実績、事業効果等を勘案し、新市において事業が換支援も含	さめた制度への一元	化を検討する。
	小委員会確認期日協議会確	<b>認期日</b>	

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝部会名商工観光部会
分 類 1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名商工分科会
		·
課題	調整結果	
	(案)	
9 事業等が負支援事業 各町とも事業を持っているが、大宮町、緑雅町」、久美浜町は総物業からの事業等が負のみが対象。峰山町、丹後町、弥栄町は業種にかかわらず事業等が負を対象としている。 起業支援事業と事業がが良支援事業は類似した内容を含む。		
	.1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	小委員会確認期日 協議会確	13.49日

合併協定項目 19-29 商	19-29 商工観光事業の取扱い 整理番号					商工観光部会
分類 1商工事	業の取扱い 商工振興事業				分科会名	商工分科会
現 現						
項目	峰 山 町	大宮町	網野町	丹後町	弥 栄 町	久 美 浜 町
10 空き店舗対策事業	峰山町商工業支接補助事業 (空き店舗対策事業) ・趣旨目的 商店街等の空き店舗解消のための支援 ・補助内容 空き店舗を利用して新たに営業を開始した場合 で、下記両条件に該当する場合に補助。 (1)小売業・卸売業その他町長特認業種で事業開始 (2)店舗を購入または2年以上の賃貸契約で確保 し事業開始 ・補助座 (1) 定額200千円 (2) 賃借料1/2以内 ・補助限度額 (1) なし(定額) (2) 賃借料 月額20千円 ・13年度実績 (1) 0件 0千円 (2) 2件 480千円 ・根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付要綱					

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝部会名商工観光部会		
分 類 1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名商工分科会		
課題	調 整 結 果			
	(案)			
10 空音店輸送事業	1.0 <del>*** ** ** **** ***</del>			
峰山町のみが実施。	10 空き店舗対策事業			
	新市に移行後、調整する。			
	事業実績、事業効果等を勘案し、制度化については、新市にお	いて検討する。		
	小委員会確認期日 協議会確	認期日		

合併協定項目 19	9-29 商工観	引工観光事業の取扱い N			整理番号		商工観光部会
分 類 1	1 商工事業の取扱い 企業誘致等				分科会名	<b>商工分科会</b>	
	現						
項	目	峰山町	大宮町	網 野 町	丹後町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 企業支援施策		峰山町工場新増設奨励金事業	大宮町工場誘致奨励金事業	網門工場立地促進補助事業	農村工業導入地区におけ	弥栄町産業振興事業	久美浜町企業誘致事業
		(昭和61年制定)	(昭和62年制定)	(昭和61年制定)	る丹後町工場立地促進補	(平成9年制定)	(昭和60年制定)
		・目的	・目的	・目的	助事業(平成元年制定)	・目的	・目的
		町内における工場の新設及び	町内における工場の新設・増設	産業振興と就業機会の拡大を図る	・目的	町内における工場の新	町内における雇用の拡大を図
		増設並びに雇用の拡大を促進	を促進し雇用の拡大と産業振興	・補助物企業	産業辰興を図る	設・増設を促進し雇用の	り, 本町の産業の振興を図る。
		し、もって産業振興を図る	を図る	新設又は増設しようとする工場が、環境		拡大と産業振興を図る	
		・工場の指定	・誘致工場の指定	保全について適切な措置が講じられ、本町		・対象要件	・誘致工場の指定
		町内に新設または増設しよ	町内において工場の新増設	産業の振興と就業機会の拡大に寄与する		新増設に要する固定資	町内における工場、旅館、保養施
		うとする工場で、投下固定資	を行い、投下固定資産額(土	ものと認められ、対象企業に指定された場		産の取得価格の合計額	設及び検収施設の新設及び増設
		産(土地家屋及び償却資産)	地、家屋、償却資産の取得価	合であって、次の各項目に該当する要件を		5 , 0 0 0万円以上	を行い、固定資産税評価額が
		額が下記のとおり見込まれ、	格)が5,000万円以上見	満たす場合	固定資産税を納税するこ	当該工場の常用従業員	23,000千円以上であって、
		かつ産業振興に寄与すると認	込まれる場合に誘致工場とし	(1) 工場の新設又は増設に伴い取得する		が5人以上	かつ新設の工場にあっては従業
		められる場合に、指定書を交	て指定する。	固定資産が半島振興対策実施地域の指定		・奨励金	員20人以上、旅館にあっては
		付	・指定期間	に伴い網野町税条例の特例を定める条例		当該固定資産に対し、そ	10人以上、研修施設にあって
		(1)常用雇用者数 100 人以下	誘致工場として指定したと	(昭和61年条例第22号)第2条第2項の		の年度において賦課し	は1人以上。ただし、町長が特
		3,000万円以上	きから奨励金交付最終年度後	規定に該当するもの	2,352千円(3事業所)	た固定資産税額を限度	に適当と認めたものはこの限り
		(2)常用雇用者数 100 人超 300	3ケ年間	(2) 工場の新設又は増設に伴い新たに増		として町長が定める額	でない。
		以下 5,000万円以上	・奨励金交付要件	加する常時使用する従業員数のうち 1 年		・便宜供与	・指定期間
		(3)常用雇用者300人超	誘致工場のうち、雇用面で	を超えて引き続き雇用される者(日々雇い		工場用地の造成、取得	誘致工場として指定したときか
		7,000万円以上	5人以上の地元新規採用者若	入れられる者を除く。) であって、町内に		労働力の確保	ら奨励金交付最終年度後3カ年
		・奨励金交付要件	しくは、継続雇用者があるこ	住所を有している者の数が新設の場合に		公共性のある道路、水道	TM = 4+17:1( == 14-)
		上記指定工場のうち、	と且つ新増設に関わる固定資	あっては 10 人以上、増設の場合にあって		及び排水路等の整備	・税の特例(要件)
		(1)については2人以上	産評価額が2,000万円以	は5人以上見込まれるもの		冬期間における公共性	固定資産税評価額30,000
		(2)については3人以上	上あること	・補助金等		のある道路の確保	千円以上であること。又雇用に
		(3)については5人以上	・奨励金の額	(1) 固定資産取得補助金		その他町長が必要と認	ついては15人以上
		の常用雇用者増が認められる	新増設部分の土地、家屋、	指定企業が納付した固定資産税及び都		める事項	#+/TII_O \$5
		こと。 ・ 奨励全の額	償却資産に係るその年度に賦 課した固定資産税の額	市計画税相当額 (2) 雇用促進奨励補助金		・13年度実績 0円 ・根拠条例等	・特例の額 新 新 第 深 区            
		・突励金の領 新増設部分の土地、家屋、償	:森した画座画座税の額 ・奨励金交付期間	(2) 雇用促進契別補助金 常時使用する従業員を 1 年以上雇用し		・依拠宗列寺 弥栄町産業振興条例	新塩気がカツエル、 家屋、 頂が貝 産に係るその年度に賦課した固
		新増設部分の工地、多座、慎 却資産に対し、その年度にお	· 突励金交的期间 3力年間	お呼ば用9 る従業員を 1 年以上権用した場合、従業員 1 人につき 10 万円以内を		<b>分木则                                    </b>	産に係るての年度に興味した回 定資産税の額
		いて賦課した固定資産税及び	・13年度実績	1回 新設の場合10人以上			・ 特例期間 3カ年
		れて賦録した国定具度税及び 都市計画税の額	・ 1 3 年及美領 7 4 7 千円 ( 2 事業所)	1回 新設の場合10人以上 増設の場合5人以上			・ 特別期间 3 77年 ・1 3 年度実績 0 件
		・奨励金交付期間	・根拠条例等	(3) 工場の新設又は 第300 第500 			・ 1 3 年度美績 01年 ・根拠条例等
		操業開始後納税義務の確定し	大宮町工場の独立の	る便宜供与			久美浜町企業誘致条例及び同施
		た日の属する年度から3ヵ年	ハロドユークののはバロチリンででリ	ンプログランス ファイス ファイス ファイス ファイス ファイス ファイス ファイス ファイ			大美洪町正来訪玖宋門及OIPI爬 行規則
		以内		保に対する協力並びに道路の整備等に対			באשערני ו
		・13年度実績		する協力援助その他			
		5,196千円(5事業所)		・13年度実績 0件			
		・根拠条例等		・根拠条例等			
		峰山町工業振興条例		網門工場立地促進補助金等交付要綱			
				M·EJFJ上がルトロルルモニー・コル・コングー			

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝部会名	商工観光部会	
分 類 1 商工事業の取扱い 企業誘致等	•	分科会名	商工分科会	
課 題	調 整 結 果			
課 題  1 企業支援施策 各町共通して誘致工場に対しての奨励金制度を設けているが、指定基準、交付要件、奨励金交付期間等に差異がある。	調(案) 1 企業支援施策 新市に移行後、調整する。 地域の活性化を図るためには、企業誘致は重要な度を検討する。 ただし、合併前に誘致工場として各町が指定したに引き継ぐ。	<b>政策であり、支援措置の充実を</b> 基		
	小委員会確認期日	協議会確認期日		

合併協定項目 19-29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	朝 部会名 商工観光部会
分 類 1 商工事業の取扱い 企業誘致等		分科会名 商工分科会
課題	調	整 結 果
2 TWEN	(案)	
2 工業団地	2 工業団地	
	2 工来型也	
	現行のまま新市に継承する。	
	小委員会確認期日	協議会確認期日